

<論 説>

1920～30年代の上海市と江蘇省における農家経営基盤の動向

——農家経営基盤の安定性と流動性——

柳 澤 和 也

目 次

問題の所在

第1章 一田両主制度と農家経営基盤の安定性

1. 諸資料の分析視角
2. 上海特別市嘉定区
3. 江蘇省常熟県
4. 江蘇省無錫県
5. 諸資料の分析結果

第2章 土地集積の限界と地主経営基盤の流動性

1. 土地集積の制度的限界と経営的限界
2. 土地投資の動向
3. 金融投資の動向

結 論

問題の所在

近代中国研究者の近代中国社会にたいする認識は、実に錯綜している。なかでも土地所有の様態と地主階層の性格とについては、およそ逆説ともいべき2つの立場が対峙しているといつてよい。一方は、地主階層の土地集積と農民の窮乏化という現象を一般的事実とみなし、他方は、地主階層の脆弱性と土地集散の恒常的反復という現象に重きをおく。農家経営の実情は、どちらの現象を背景とするかによって相反する位置づけを与えられるが、ここで留意すべき点は、この2つの立場がどちらも事実の一端を含むことにある。⁽¹⁾

ここでは、この2つの立場がそれぞれに有する問題点を指摘することによって、行論の端緒を求めていくことにしたい。

最初に、地主階層の土地集積と農民の窮乏化という前者の立場は、中国農村の一断面を極端に強調しているむきがある。これは、中国共産党の歴史認識の骨格ともいべきものであるが、これを裏づける統計資料群の多くは、何を一次資料にして作成されたのか定かではない。⁽²⁾ 政治的な配慮に基づいて誇張されている可能性すら排除しきれない。かりにこの統計資料群が十分信頼に足るものであったとしても、これらはきわめてかぎられた短期間の諸事実を個別に示しているにすぎず、これらによって20世紀前半の土地所有動向のすべてが言い尽くされるとは到底思えない。

次いで、地主階層の脆弱性と土地集積の恒常的反復という後者の立場は、農家が経営基盤を縮小する局面は説得的に語りえるにしても、経営基盤を拡大していく局面については論理的説得力を欠く。経営基盤の縮小局面は、家産均分相続の文化という社会的要因を経済学の領域に取り込むことによって十分領けるものとなるが、経営基盤の拡大局面において、零細化した農家がくり返し土地の集積をはかるメカニズムまでをも射程に収めているわけではない。零細農家が経営基盤を拡大する契機がどのようにして与えられるのか、またその頻度と程度はどれほどか、という点が、大きな課題として残されている。

本稿では、このような研究動向を踏まえて、経済の先進地帯であった1920～30年代の上海市と江蘇省に関する調査資料を再検討することにより、土地関係を基軸にした農家経営の実情に迫りたい。どのような作業手順で農家経営の実情に迫るのかを具体的に明らかにしておこう。作業は、大きく2つに分けられる。

最初に、地主階層の土地集積は、可耕地の物理的限界という意味だけではなく、江南デルタ地帯に展開した「一田両主制度」(「永佃制」)によって、制度的限界にも直面していたことを論じる。主たる資料は、南満州鉄道株式会社上海事務所調査局が上海市と江蘇省で実施した「農村実態調査」(1939～40年)の報告書⁽³⁾である。この報告書に依拠した研究成果は、すでに数多く発表されているが、これを主要資料としたものとしては、矢沢康祐、石田浩、曹幸穂の論考⁽⁴⁾がある。

つぎに、第1の作業を受けて、少なくとも1920～30年代の上海市と江蘇省に

における地主階層の土地集積は、地主経営を維持するうえでの選択肢のひとつにすぎなくなっていたことを金融投資との比較で論証する。主たる資料は、J. バックの調査資料⁽⁵⁾と中国人民銀行上海市分行によってまとめられた資料集⁽⁶⁾である。

この2つの作業によって、第1に、広範にわたる農家諸階層の経営基盤が安定的であったこと、第2に、地主階層の経営基盤の流動化が進展していたこと、が明らかになり、近代中国研究にみられる認識の溝をわずかとはいえ埋めることができるはずである。

第1章 一田両主制度と農家経営基盤の安定性

1. 諸資料の分析視角

南満州鉄道株式会社上海事務所調査局によって上海市と江蘇省で実施された「農村実態調査」は、1区5県ごとに『農村実態調査報告書』としてまとめられている。具体名をあげると、『上海特別市嘉定区』、『江蘇省太倉県』、『江蘇省常熟県』、『江蘇省松江県』、『江蘇省無錫県』、『江蘇省南通県』である（以下、各報告書はこのようにして市区・省県名によって表記する）。本稿では、紙幅の都合上、『上海特別市嘉定区』、『江蘇省常熟県』、『江蘇省無錫県』の1区2県をとりあげ、土地関係に焦点を合わせた農家経営基盤の動向を把握していきたい。具体的には、各報告書巻末に付された「土地関係表」を整理し、所有面積と経営形態の2点からの分析に永小作権（「永佃権」）という視点を重ね合わせることで、農家経営における土地所有の意味を検討していく方法をとる。

したがって、江南デルタ地帯特殊の土地所有制度といえる一田両主制度について、あらかじめ言及しておく必要があるであろう。一田両主制度とは、土地の権利を田面（うわじ）と田底（したじ）との2層に分けて、それぞれに所有者を設定する制度である。田底の所有者は、土地税の納付義務を課せられた政府権力との関係における土地所有者であるが、かりに田面を除いた田底だけを所有するのであれば、土地を直接耕作することはできなかつた。一田両主制度のもとでは、「小作人が田面権を有して永小作権をもち、田面権の売買典押が認めら

れ、田面権価格に達するまで小作料を滞納しても、地主から撒佃されない耕作権を保持⁽⁷⁾していた。「地主が田底を譲渡、売却してもその佃農を換えたり、田面を売却することはできない。田底の変更によって田面は毫も影響をうけない⁽⁸⁾」のであった。一田両主制度は、永佃制の最も完成された形態といえる。田底の所有者に支払われる小作料は、一般契約における小作料が5割程度であったのにたいして、2～3割程度に抑制されていた。本稿では、この一田両主制度として完成をみた永佃制が農家経営基盤に及ぼした影響を諸資料から読みとることにしたい。

また、資料の扱いについて、言及しておくべきことが3点ある。

第1は、各報告書巻末の「土地関係表」における所有面積の指示内容が、実に曖昧な解釈を許す点である。一田両主制度のもとにおける所有面積とは、田面と田底とを併せもった完全な所有形態に限定されるのか、あるいは田底のみの不完全な所有形態をも含むのか、という点が、まったく明確にされていない。ただし、この点は、各報告書の随所にみられる記述から、両形態を含んでいると推察される。したがって、「土地関係表」において所有地の一部を構成する貸付地とは、田面を有しない田底のみの耕地と考えたい。経営に苦しむ農家に田底の購入を請われたのではないであろうか。また、借入/小作面積についても、同様に報告書の随所にみられる記述から、田面を有するものが大宗であったと考える。ただし、『無錫県報告書』では、調査対象となった村落に一田両主制度は確立していなかったという記述がみられるので、無錫県の「土地関係表」に関してのみ、所有面積と借入/小作面積とを字義どおりに受け止めることにしたい。

第2は、本文の記述内容と「土地関係表」を含む巻末統計資料とのあいだの齟齬である。この齟齬は、かなりの量にのぼる。本稿では、このような齟齬に直面したさいには、原則として巻末統計資料を尊重することにした。

第3は、『農村実態調査報告書』の読み方に関する問題とは別にして、戦時下に収集された資料それ自体が有する多大なバイアスである。江蘇省無錫県に限定すれば、すでに奥村哲が『江蘇省無錫県』の相対化を試みている⁽¹⁰⁾。奥村が満

鉄資料を相対化するさいに主たる尺度としたものは、満鉄資料に先行して収集されていた江蘇省農民銀行の調査資料（1931年3～4月⁽¹¹⁾）である。

奥村によれば、江蘇省農民銀行の調査資料には、調査当時の常態としての社会環境を反映して、「商品経済の発展・都市経済による包摂が零細所有・経営を導く」かたちが見られた。農業の零細化は、勝れて市場に規定された桑栽培による養蚕と並行した現象であったのである。しかし、満鉄調査時の1940年には、「桑の売買は少数の農家でのみ行われてい」たにすぎず、後述する水稻の高い作付比率は、戦時下の特殊事情による棉花から水稻への編成替えを経た結果といえた。無錫県柴巷鎮における作付体系は、満鉄の調査時には軍靴によって踏みにじられ、著しく歪められていた⁽¹²⁾のである。

このようなバイアスは、『江蘇省無錫県』固有のものではなく、『上海特別市嘉定区』と『江蘇省常熟県』とをまとめたさいにも同様に生じていたに違いない。本稿では、行論の性格上、奥村が『江蘇省無錫県』に施したような精緻な資料批判を加えることはできず、あくまで「一般的な注意」を喚起するにとどまるが、調査それ自体にバイアスがかかっていることを統計数字を読むうえで常に念頭におくことにしたい。

2. 上海特別市嘉定区

上海特別市嘉定区では、石崗門郷の澄塘橋、丁家の2村落（50戸、226人、出稼者は除く）が調査対象として選択されている（全体では89戸、367人）。農業、漁業、手工業が複雑に折り重なった就業形態がとられており、これが澄塘橋、丁家2村落の産業構造上の特色となっていた。交通状況について言及すると、クリーク（水路）が「網の目の如く存在するので、舟運を利用すれば如何なる小部落と雖えども思いのまま赴く事が出来」、錫滬「公路まで出るのに、僅々5分或は15分位で達する事が出来、従って1日数回往復する華中バスを利用すれば、容易に上海・嘉定等の目的地に行く事が可能であ」⁽¹³⁾った。また、2村落89戸を姓別にみると、朱23戸、丁18戸、周、江各8戸、趙、張各7戸、龔6戸、封3戸、印、徐、夏各2戸、管、顧、王各1戸の13姓から構成されていた。2村

落50戸の耕地では、夏作として棉花245.3畝、水稻178.9畝、大豆67.1畝、蔬菜2.3畝、冬作として蚕豆102.5畝、^{マア(14)}稗麦68.0畝、小麦44.5畝、大麦19.5畝、蔬菜1.0畝が作付けされていた。

『嘉定区報告書』巻末の「土地関係表」から、土地関係について必要な点をまとめれば、表1のようになる。ここには貸付地を有する農家がみられないので、調査対象となった澄塘橋、丁家の2村落50戸は、田底だけの耕地をまったく所有していなかったといえる。したがって、所有面積を示す数値は、田面と田底とを併せもつ耕地だけから構成されることになる。所有面積が比較的大規模であった農家は、1戸あたり平均20畝を超える農家階層に位置する龔兆祺、龔明郷、朱鼎新、周占鰲の4戸であり、これに1戸あたり平均10畝を超える農家階層を加えた合計10戸だけが、専業農家として自立できる経営基盤を有していた。その他は、竹細工、捕魚、裁縫、織布などの副業に出稼ぎを加え、経営と生計の維持をはかっていた。村落の沿革が明瞭ではないために、残念ながら土地所有がどのような経過をたどって調査当時に至ったのかを判断することはできない。

田面だけの所有となる土地の借入という点では、朱且金の9.0畝が最大であり、34戸で合計143.7畝、1戸あたり平均では4.2畝であった。土地の借入とその規模は、田面と田底とを併せもつ所有面積の大小とはまったくといってよいほど関連していない。すべての農家階層の借入面積は、平均3.5~5.1畝の範囲にあり、全体平均4.1畝と比較しても、大差ない範囲に収まっていたといえてよいであろう。ただし、このような結果は、すべての農家階層における同一の経営行為から生じていたとは考えにくい。上層における土地の借入は、農家経営の拡大を意図した田面購入という行為に基づき、下層におけるそれは、経営の困難による田底売却という行為に基づくと考えるのが妥当である。

また、小作契約について触れると、以下の報告をみるかぎり、実質的には永小作化していたといえてよいようである。「小作契約期間は、証書にもなく、只3ヶ年後地主自ら耕作の場合及び小作料滞納の際は、何時でも取上げて差支えないが、第三者に転貸するために耕作権を取上げることは出来ない。従って農

表1 嘉定区土地関係表

	所有面積 a	戸数 b	a / b	貸付面積 c	自作面積 d	戸数 e	d / e	借入/小作面積 f	戸数 g	f / g	出典面積	入典面積	経営面積 h	戸数 i	h / i
30.0畝以上	34.0	1	34.0		34.0	1	34.0	5.0	1	5.0			39.0	1	39.0
20.0~29.9	73.3	3	24.4		73.3	3	24.4	8.0	2	4.0	17.0		98.3	3	32.8
10.0~19.9	83.7	6	14.0		83.7	6	14.0	12.0	3	4.0	6.0		101.7	6	17.0
5.0~9.9	78.6	11	7.1		78.6	11	7.1	26.5	6	4.4	3.0		108.1	11	9.8
0.1~4.9	35.2	17	2.1		35.2	17	2.1	46.0	13	3.5	23.8	3.0	102.0	17	6.0
無所有								46.2	9	5.1	12.8		59.0	12	4.9
合計	304.8	38	8.0		304.8	38	8.0	143.7	34	4.2	62.6	3.0	508.1	50	10.2
自作	114.6	13	8.8		114.6	13	8.8				39.8		154.4	13	11.9
自小作	190.2	25	7.6		190.2	25	7.6	97.5	25	3.9	10.0	3.0	294.7	25	11.8
小作								46.2	9	5.1	12.8		59.0	9	6.6

注 1 面積を示したすべての項目には、宅地、墓地、その他は含まれない。

2 経営形態別経営面積の戸数が50戸にならない理由は、自作地と小作地のいずれも経営せず、土地を出典しているものが3戸あるためである。
資料『嘉定区』土地関係表より作成。

表2 常熟県土地関係表

	所有面積 a	戸数 b	a / b	貸付面積 c	自作面積 d	戸数 e	d / e	借入/小作面積 f	戸数 g	f / g	出典面積	入典面積	経営面積 h	戸数 i	h / i
5.0畝以上	17.2	3	5.7	6.6	10.6	3	3.5	17.0	2	8.5			27.6	3	9.2
0.1~4.9	42.9	21	2.0	12.5	30.4	21	1.4	71.5	16	4.5			101.9	21	4.9
無所有								73.6	16	4.6	2.0		75.6	16	4.7
合計	60.1	24	2.5	19.1	41.0	24	1.7	162.1	34	4.8	2.0		205.1	40	5.1
地主自作	11.1	4	2.8	7.4	3.8	4	0.9						3.8	4	0.9
地主自小作	19.2	7	2.7	12.1	7.1	7	1.0	44.8	7	6.4			51.9	7	7.4
自作	6.8	2	3.4		6.8	2	3.4						6.8	2	3.4
自小作	23.0	11	2.1		23.0	11	2.1	43.7	11	4.0			66.7	11	6.1
小作								73.6	16	4.6	2.0		75.6	16	4.7

注 1 面積を示したすべての項目には、宅地、墓地、その他は含まれない。

2 所有地には、村外の土地41.7畝を含む。

資料『常熟県』土地関係表より作成。

民は滞納さえないならば、小作権を取上げられることがないと言っている⁽¹⁵⁾」。

土地の出入典という点では、11戸が合計62.6畝を出典し、2戸が合計3.0畝を入典していた。これらの出入典の時期は、「殆んど明確ではなく、古くは数十年前の先代の頃から最近年に至っては民国27年〔1938年——引用者〕等種々存するが、その多くは少なくとも5年以前であって民国26年〔1937年——引用者〕以後のものも4戸^マ内至5戸^マを数えていた様である⁽¹⁶⁾」。このように、地権移転の事例は、きわめてかぎられてた。「農民の語る処によれば、日支事変後政局の不安から土地放棄する者多く、地価も半額に暴落しているが、一般農民は事変の被害と避難に金費を要し、金融^マ擱渴のため買入することは、不可能事である⁽¹⁷⁾」。要するに、地権の移転という視点からみたこの間の農家経営基盤は、きわめて固定的であったといえる。本報告書では、日中戦争勃発以後の地価の推計もなされて⁽¹⁸⁾いる。

3. 江蘇省常熟県

江蘇省常熟県では、嚴家上村(55戸, 216人)が調査対象となっている。嚴家上村は、「常熟県の略, 中央に位する県城の極く近傍に在」り、クリークに囲まれた半農半漁の村落であった⁽¹⁹⁾。県城との関係は、生活物資の調達や雇傭機会の確保という点において、きわめて密接であったと思われる。55戸のうちの41戸は、経営規模にかかわらず農業を営んでおり(ただし、うち1戸は、自作地と小作地のいずれもなく、入典地0.1畝を耕作したにすぎない)、さらにそのうちの33戸は、捕魚、船頭、大工、苦力、仲買商を兼業していた。専業農家は、わずか5戸にすぎなかった。また、農業にはいっさいかかわりをもたない残り14戸は、捕魚、船頭、行商などに生計の途を求めていた。耕地では、夏作として水稻199.3畝(1938年時点)、冬作として小麦158.2畝、大麦1.5畝、蚕豆3.2畝、紫雲英32.0畝(1937年時点)が作付けされていた。嚴家上村を姓別にみると、村名の起源にもなったと思われる嚴姓が29戸にのぼり過半を占め、他に顧6戸、邵5戸、王4戸、黄3戸、陳2戸、馮、張、袁、蔣、徐、曹各1戸の12姓から構成されていた。

ここでも、『常熟県報告書』巻末の「土地関係表」から、表2を作成した。これをみると、嚴家上村の土地関係には、2つの特色があったことがわかる。第1の特色は、嚴家上村民の所有地が村内ではなくむしろ村外に多く散在していたことである。村内の所有地18.4畝にたいして、村外の所有地は41.7畝にものぼった。したがって、耕作の便宜を追求するためには、村外の土地の約半分を貸し付けて、その代わりに村外人所有の村内の土地を借り入れることが選択されていた。経営形態の多様化は、一面ではこのような所有地と耕作地との懸隔を調整した結果であった。村民の居住地と多くの所有地が乖離していた事実からは、農作業の不便さもさることながら、調査当時に至るまでの地権移転の頻繁さを窺うことができる。

土地関係の第2の特色は、作付地の8割近くが他村からの借入地にあたることである。貸付地19.1畝を差し引いたとしても、他村からの借入が他村への貸付を140畝以上も上回り、貸付地を除く村内の自作地と小作地との比率は、およそ1対4であった。田底の売却がすすんでいたと推察される。それゆえ、農業経営の中心をなした農家形態は、必然的に、自作地以外に小作地を多く経営していた地主自小作農と自小作農に小作農を加えた3形態ということになる。

また、小作地の「大部分が永小作農に依って行われてい」た状況のもとでは、自作地と小作地との経営上の優劣はきわめて小さくなる。自作地が乏しくても「永小作地を多数に有する小作農の方が、村内に於ける力も上位にあ」ったという報告書の指摘は、十分に頷けるものといえよう。たとえば、同程度の所有地を有した嚴小五(5.0畝)、嚴大和(6.9畝)、嚴繆氏(5.3畝)であっても、小作地を合計した場合には嚴小五の経営面積が最大になるので、嚴小五は村政において最も強力な発言権を発揮できたに違いない。要するに、農家の大部分では、自作地はその零細性のために農民の村落内での身分を確定しえるだけの根柢にはなりえず、永小作地(田面)の規模がそれに替わっていたのである。永小作地の規模が農家経営基盤の収益性と安定性を左右し、ひいては農民の社会的関係をも規定するという現象は、嚴家上村特殊の現象ではなく、少なくとも常熟県全体にまでは一般化されえたと考えることができる。⁽²²⁾

『常熟県報告書』巻末の「土地関係表」から地権移転の例を引くと、嚴海明が自作地 2.2 畝，小作地 1 畝，嚴二明が自作地 1.7 畝を増加している。これらの土地は，両者の父親にあたる嚴繆氏より与えられたものであり，この地権移転の事例は，相続による名義変更を意味したようである。また，報告書の本文中には，地価の変動に関する若干の記述があり，1937 年の日中戦争勃発を境にして地価が下落したことがわかる⁽²³⁾。因みに，中華民国行政院農村復興委員会が 1933 年に実施した江蘇省常熟県の調査によると，地価の下落は，日中戦争勃発以前から農産物価格の下落を契機としてはじまっていたと報告されている⁽²⁴⁾。地価の下落時期については，農村復興委員会の調査に重きをおくことにしたい。

4. 江蘇省無錫県

江蘇省無錫県では，栄巷鎮と密接な関係にある小丁巷（14 戸，55 人），鄭巷（45 戸，200 人），楊木橋（21 戸，74 人）の 3 村落（80 戸，329 人）が調査対象となった。このうちの 5 戸は，紡績工場などの職工として，農業（養蚕業を含む）とのかかわりを完全に断っていた。農地は水田（76.5%）と桑園（23.0%）とに大別することができ，桑園を除くと，夏作としては水稻（144.4 畝）がすべてとってよく，冬作としては小麦（81.8 畝）と蚕豆（15.8 畝）が作付けされていた。前 2 村落では，河川・クリークから遠く離れるために桑園の占める割合が多く，後 1 村落では，太湖に続くクリーク付近に位置するために水田がやや多くみられた。ただし，後 1 村落においても，養蚕が農業経営の中核になっていたことは間違いない。村落を姓別でみると，小丁巷は，栄，丁各 5 戸に加え，呉，鄭，銭，龐が各 1 戸，鄭巷は，鄭 13 戸，蔣 10 戸，楊 7 戸，栄 3 戸に，高，毛，陳各 2 戸，姚，郁，唐，張，竺，その他各 1 戸，楊木橋は，談 5 戸，楊，呉各 3 戸，陳 2 戸，王，陸，郭，周，江，朱，李，邱各 1 戸から構成されていた。比較的近年に到来したと思われる姓をもつものも多く，村落は多姓が居住する状況にあったといえよう。

表 3 は，『無錫県報告書』巻末の「土地関係表」をまとめたものである。同表によると，3 村落の農家経営の特徴としては，まず自作農家の比率（63.5%）が

表3 無錫県土地関係表

	所有面積 a	戸数 b	a/b	貸付面積 c	自作面積 d	戸数 e	d/e
5.0 畝以上	26.7	4	6.7	7.5	19.2	4	4.8
0.1～4.9	126.0	57	2.2	11.9	114.1	57	2.0
無所有							
合計	152.7	61	2.5	19.4	133.3	61	2.2
地主自作	38.7	10	3.9	19.4	19.3	10	1.9
自作	109.3	47	2.3		109.3	47	2.3
自小作	4.7	4	1.2		4.7	4	1.2
小作							

	借入/小 作面積 f	戸数 g	f/g	出典 面積	入典 面積	経営面積 h	戸数 i	h/i
5.0 畝以上						19.2	4	4.8
0.1～4.9	9.4	4	2.4	2.0		125.5	57	2.2
無所有	49.1	14	3.5			49.1	13	3.8
合計	58.5	18	3.3	2.0		193.8	74	2.6
地主自作						19.3	10	1.9
自作				2.0		111.3	47	2.4
自小作	9.4	4	2.4			14.1	4	3.5
小作	49.1	14	3.5			49.1	14	3.5

注 1 面積を示したすべての項目には、宅地、墓地、その他は含まれない。

2 所有地には、村外の土地0.5畝を含む。

資料 『無錫県』土地関係表より作成。

高いことを指摘できよう。この点からいえば、一田圃主制度が確立する必要は確かにない。しかし、自作地は、3村落61戸で合計わずか152.7畝であり、戸別統計が示されている原表で最大の自作地を所有する農家を確認しても、楊根生、高培昌、毛金培（ともに鄭巷居住）の7.0畝が拾えるにすぎない。自作農家の高比率は、小作地を確保することに比して、副業や出稼ぎの機会を確保することが相対的に容易であったことによって生じていたのである。「出稼人を出している戸数は、小丁巷9戸、鄭巷24戸、楊木橋4戸、合計37戸に達し出稼人の数は夫々10人・26人・4人、合計40人とな⁽²⁵⁾っており、この数字をみるだけでも、農家経営が農業だけで自立できていたわけではないことがわかる。小丁巷、鄭巷、楊木橋の3村落では、副業や出稼ぎが農家経営を支える重要な収

入源として存在していた。

このような3村落の社会経済構造を表面的に捉えれば、3村落の土地所有関係は一握りの不在地主と圧倒的多数の零細農家という構図になり、従来の農村問題にたいする認識⁽²⁶⁾が前面に押しだされることになる。しかし、副業や出稼ぎを農家経営から捨象する場合であっても、小作契約の内実をみることによって、このような認識がやはり一面的であったことを知るに至る。これら3村落においては、前述したように、江南デルタ地帯の特徴であった一田両主制度は確立していなかったが、「小作契約の期限は、殆ど全く無期限であって」、「一説⁽²⁷⁾には、桑園小作には証書が必要であるが水田にはいらないと云われて」いた。これを裏書きするかのように、小作争議の発生した事例は報告されていなかった。

最後に、地価の動向をたどると、1936～40年にかけての地価は2倍に高騰⁽²⁸⁾していた。しかし、これは繭価と米価の高騰にともなう名目上の反応ともいえるべきものであり、地主階層の積極的な土地集積の結果を反映してのものではなかった。繭価と米価の沈静化とともに、地価も安定したと思われる。事実、小丁巷、鄭巷、楊木橋の3村落における地権の移転は、日中戦争勃発後には皆無であった。

5. 諸資料の分析結果

これまでに、上海市1区と江蘇省2県の報告から、農家経営基盤の安定性が広範囲の農家諸階層で保証されていたの⁽²⁹⁾をみた。一田両主制度による永小作権の確立や農家経営基盤の多様化により、農家経営基盤の安定性が確保されると、階層を異にした農家間の利害は潜在的な水準に押し止められることになる。さらにいえば、あらゆる農家諸階層は、何らかの好条件に恵まれさえすれば、社会的階梯を上昇していけると考えることができた。事実、そのような事例は皆無ではなかったに違いない。もちろん、金徳群の指摘にみるように、一田両主制度（永佃制）は、農家階層間の緊張緩和に貢献しえたとしても、農村の土地問題を根本から解決するものではない⁽³⁰⁾。しかし、その効果については、

もっと評価してしかるべきであろう。上海市1区と江蘇省2県の報告から推察しえる地主階層の土地集積は、農民から土地用益権の一部を結果的にとりあげた現象であって、土地の耕作権をとりあげたものではなかった。経営主体である農民は、土地を名義的に所有することよりも、土地を耕すことが優先されるべきであることを十分に納得していたかのようであった（「換主不換佃」、「売田不売耕」）。

多くの中国研究者は、中国社会における階層制に言及して、それが対流しやすい緩やかな構造をもっていたことを認めている。しかし、階層制が緩やかな構造であった事実は認めても、なぜ階層制が緩やかな構造でありえたのかについては、まったくといってよいほど沈黙を守っている。R. マイヤースのように、土地制度を主軸にした農村社会制度（rural institutions）に注目して、農業生産力の展開にたいする農村社会制度の貢献を積極的に主張する者は、依然少数にとどまる。⁽³¹⁾

ここで、華北農村に関するマイヤースの論旨を本稿の展開に即して筆者なりに敷衍しておこう。経営難に直面した農家は、土地を抵当物にすることにより急場を凌ぐことができ、真の意味で土地を手放す機会を少なくとも先延ばしにすることができた。ことさら江南デルタ地帯においては、田底を売却するにしろ、あるいは出典の形式をとるにしろ、農家がその後に良好な経営を達成できれば、地権を取り戻すことはきわめて容易な行為ともなりえたであろう。実際に田面を売却する場合であっても、買い戻しを前提とした売買契約（「活売」）が結ばれることが多かった。⁽³²⁾このような土地制度を主軸にした農村社会制度の存在は、一方では中国社会に生きる人々の社会身分の転落を一定程度押し止め、他方では階層が固定されることから生じる社会矛盾の緩和に貢献したに違いない。

一田両主制度によって地権の部分的移転が行われていたようすは、費孝通による江蘇省呉江県開弦弓村調査のなかにもみいだすことができる。⁽³³⁾ただし、ここにおいても、移転する地権とはあくまで田底を主体としており、経営主体が土地から切り離されることはほとんどない。この点に、とくに注意を要したい。

江蘇省において田面と田底との分離が牛みだされた背景については、これまでにいくつかの要因が指摘されてきた。代表的なものをあげれば、地主所有の未開墾地を小作人が独自に開墾したことにたいする一定の権利とみなす所説、土地にかかる地租をはじめとする諸税負担が重かったために、諸税を免れることができる有力者に一定額（あるいはそれに相当するもの）を納めたことに端を発したとする所説、農民が永年同一地を耕作した結果であったといわゆる占有権を認める所説、等々。おそらく、これらの所説すべてが事実といえるに違いない。これらの要因に加え、常に水利や労働交換などの問題が地権の移転に付随したことも指摘できよう。

このような起源をもつ一田両主制度のもとで、土地は先祖代々守り継いでいかなければならない地縁・血縁関係を維持する手段であると同時に、担保価値を有する商品としても機能した。農家経営の維持が困難になれば田底を売却し、それでも間に合わなければ出典の手続きをとる。数年後、経営を維持してさえいけば典地は返還されてくるし、さらにゆとりが生じていけば田底を買い戻したり田面を買い足したりすることができる。このような地権の集散は、長期的にみれば、農家経営の継続に寄与することになったであろう。ともかく、地権のすべてを掌握することを断念して、地権を完全に手放すことのない土地所有制度を確立してきたことは、地主階層の土地集積を従来とは異なった認識視座で受容すべきことを訴え、土地を基軸にして農村における社会矛盾を説くことの一面性を痛感させる。

第2章 土地集積の限界と地主経営基盤の流動性

1. 土地集積の制度的限界と経営的限界

これまでに確認したように、江南デルタ地帯では、一田両主制度という独特な土地所有制度が確立することによって、階層を異にする農家間の利害が調整され、農家経営基盤の安定性が確保されていた。これらの事例は、一般に流布されている土地所有の様態と地主階層の性格とにたいする認識——地主階層によって一方的に搾取される農民——とは、明らかに隔絶している。しかし、農

家経営基盤が安定的であった理由を一田両主制度による地権の二重性だけに求めるわけにはいかない。一田両主制度は、農家経営基盤伸縮の上下限を規定する柔らかな装置として機能していたにすぎず、農家経営基盤の動向を直接決定したものは、やはり個々の農家経営の成果である。したがって、今後の探究は、このような土地所有制度のもとにおける農家経営の実情にむかわなければならない。

農家経営の実情というミクロの視点からみると、地主階層の地権集積という現象は、どれほどの社会的意味合いをもっていたと判断すればよいのであろうか。また、複数の県にまたがる軍閥・官僚大地主の地権集積⁽³⁴⁾と、ライフ・サイクルでいう経営の伸張期にある農家の地権集積とを、どのように質的に区分すればよいのであろうか。異なる動機と意味合いに基づく地権集積の動向をそれぞれの社会的文脈のなかで把握するためには、地権が移転していく過程に目をむけなければならない。この過程には、おそらく2つの形態が考えられる。ひとつは、営利追求の手段として、地主階層が積極的に農村に資本を投下した形態である。もうひとつは、経営状態の悪化によって、農家が地権の一部ないし全部を手放さなければならなくなった形態である。後者の場合、地主階層による資本投下を招来した原因は、地権を放棄しなければならなくなった農家経営の失敗に求められ、地主階層の資本投下は、きわめて受動的な行為といえる。近代華中地域における土地売買の仲介者であった「中人」が、「華北農村慣行調査」⁽³⁵⁾のなかに登場した「中人」と同様の働きをしていたとすれば、第1章で垣間みられた地主階層の土地集積は、明らかに後者の形態であったといえよう。

また、上海市と江蘇省における地主階層の地権集積をどちらの形態とみなすか、という問題は、農業生産力構造という視点からも問われなければならない。近代華中地域は、全体で見れば稲作地域ということができ、中国北部に比較して自然的諸条件に恵まれ、生産力は高い。天野元之助の調査研究によれば、江南デルタ地帯では「水稻・棉花とともに麦・油菜（なたね）・蚕豆類（そらまめ）・紫雲英（紅花草）などの1年2毛作が保証されている」⁽³⁷⁾。しかし、反面では、この1年2毛作にたいする保証は、畑作に比して緊密な農作業を必要とする稲

表4 揚子江水稻小麦区における農業労働力不足の報告件数 (1929~1933年)

	なし	収 穫	鋤 耕	播 種
地方数	9	16	2	15
構成比	31	55	7	52

	灌 漑	採 棉	殺 虫	製 茶
地方数	7	0	0	0
構成比	24	0	0	0

注 揚子江水稻小麦区における調査地方数は、29地方である。

原資料では、構成比だけが明らかにされている。本表中の地方数は、構成比から逆算した。

資料 Buck, J. L., *Land Utilization in China*, The Commercial Press, 1937, p. 301 より作成。

作を営む農家に、労働力の調達という点で多大な無理を強いる。苗代田の耕起、種籾の選定、播種、田植え、施肥、除草、中耕、灌排水など、農作業は年間を通じて煩雑であり、とりわけ春期と秋期には頂点を迎える。したがって、大地主が大規模経営を行うためには、とにもかくにも労働

力の確保を第一に考えなければならない。地主経営の貫徹には、農繁期における労働力の確保が、必要不可欠な前提条件としておかれていたのである。

しかし、J. バックの調査からは、比較的低廉な賃金で労働力を確保できるのは農閑期にかぎられていたことが窺える⁽³⁸⁾。もちろん、人口や労働力市場の組織水準などによる地域差を考慮しなければならぬ⁽³⁹⁾。しかし、表4をみると、収穫や播種を行う農繁期に労働力の不足を訴える地方が多かったことがわかる。このような農繁期における労働力の不足は、積極的に土地所有面積を拡大しようとする上部階層の意欲を低下させ、地主階層が自ら経営主体となる場合の一定以上の経営面積の拡大にたいして、歯止めをかけたのではないであろうか。無制約的な経営面積の拡大は、一田両主制度によって規制されていただけでなく、労働強化などの不利を生む。この点を農業労働者の雇傭増加によって補おうとすれば、今度は経営管理コストの上昇を招き、農業経営に著しい非効率をもたらすことが懸念された。

このような認識が事実を穿っていることは、数々の先行研究が明らかにしている。たとえば、さきの農村復興委員会は、常熟県の地権移転について以下のように報告した。「常熟の田底の移転はやや停滞的である。これは近年における

都市の膨張と農村の衰落にともなう必然的現象であり、このために^マ104農家のうちのわずか43戸にあたる中農層が売買によって〔合計——引用者〕2畝の増加をみたにすぎず、その他の農家階層にはともに変化はみられない⁽⁴⁰⁾。都市の膨張とは、都市商工業の急成長を意味していたのであろう。

また、林恵海は、江蘇省呉県における自らの現地調査に基づいて、大地主が土地を売り払った結果、地権の分散化がすすんでいたことを報告した。地主は、「収租の困難さと、兼ねて税捐の加重から、田底を維持する意欲を失うにいたった。富む佃農はこれを再好の機として地主から田底権を買いとることを始めたのである⁽⁴¹⁾」。事実、上海市1区と江蘇省2県の『農村実態調査報告書』にも、大地主はみられず、中小地主の存在がわずかに確認されたにすぎない。地権が分散していた事実も窺えた⁽⁴²⁾。

比較的最近では、冒頭で紹介した曹幸穂が、本稿と同様に『農村実態調査報告書』の分析を通じて、地主階層にとって地権集積が本質的な意味をもつのは、「商品経済の新興段階」にすぎないことを論じている。「土地以外の商工業投資が〔土地投資よりも——引用者〕大きな利潤を獲得するようになれば、富裕者は田地を買い足すどころか、以前に集積した土地を売り払い、商工業や金融への投資に取って替える⁽⁴³⁾」。表5は、曹による土地投資、工業投資、商業投資利潤率の推計である。

小作関係からも、地主が土地集積に積極的ではなかったことがわかる。D. フォールは、経営面積の変動という視点から土地問題に言及して、1930年代の長江・珠江下流のデルタ地帯における土地の貸出は、1870年代と大差なかったことを報告している⁽⁴⁴⁾。

R. イーストマンも、このフォール報告に依拠して、地主階層の土地集積と農民の窮乏化という一般的認識に疑問を示している⁽⁴⁵⁾。イーストマンによれば、1920～30年代には、共産党による地主財産の没収が相次ぎ、税負担も上昇の一途をたどった。このような状況において、「多くとも5%、ときには2%ほど」の収益にしかならない土地投資が地主階層をどこまで魅了しえたかは、あらためて熟考されなければならない課題である。

表5 日中戦争開戦以前の投資利潤率比較

(1) 土地投資利潤率 (4地域)

	地 価 (元/畝) a	地 租 (元/畝) b	賦 税 (元/畝) c	地主取分 b - c	投資利潤率 (b - c) / a
上海特別市嘉定区	70.00	5.00	1.10	3.90	5.57%
江蘇省常熟県	80.00	7.00	1.20	5.80	7.25%
江蘇省無錫県	60.00	9.00	1.00	8.00	13.33%
江蘇省松江県	50.00	6.00	1.07	4.93	9.86%
平 均	65.00	6.75	1.09	5.66	9.00%

出所 曹幸穂『旧中国蘇南農家経済研究』中央編訳出版社, 1996, 47頁。

(2) 工業投資利潤率 (江蘇省常熟県)

	工場数	資本金 a (千元)	生産額 b (千元)	費用 (千元) c		利 潤 b - c	投資利潤率 (b - c) / a
				原材料	賃 金		
綿 紡 糸	1	100	532	454.33	54.37	23.30	23.3%
綿 紡 織	23	96	504	328.61	122.77	52.62	54.8%
精 米	23	102	183	160.67	15.63	6.70	6.6%
印 刷	8	16	120	80.40	27.72	11.88	74.3%
機械修理	2	2	10	7.35	1.86	0.79	39.5%

注 費用, 利潤, 投資利潤率は, 曹幸穂による推計である。曹によれば, 費用の推計基準は, 巫宝三編『中国国民所得』(上) 中華書局, 1941年, 表2-3-1および14頁による。

出所 曹幸穂『旧中国蘇南農家経済研究』中央編訳出版社, 1996年, 47頁。

(3) 商業投資利潤率 (江蘇省太倉県)

	商 店 数	資本総額 a (万元)	営業総額 b (万元)	利 潤 c (万元)	投資利潤率 c / a
典 当	8	80	120	12	15.0%
絹 布	25	35	60	6	17.1%
棉 花	60	50	250	25	50.0%
食 糧	80	40	220	22	55.0%
南 貨	35	13	37	3.7	28.5%
木 材	9	10	30	3	30.0%

注 (1) 資本総額と営業総額は, 1936年時点のものである。

(2) 利潤は, 曹幸穂による推計であり, 営業総額の10%として計算されている。曹によれば, この推計は, 巫宝三の推計に近似している。曹, 前掲書, 106頁を参照されたい。

(3) 南貨とは, 南方産の食品(干し筍, ハムなど)をいう。

出所 曹幸穂『旧中国蘇南農家経済研究』中央編訳出版社, 1996年, 48頁。

これまでの考察結果から、1920～30年代の上海市と江蘇省において地主階層による土地集積がみられたにしても、それは単に地権の一部を集積したものにすぎず、農家経営の失敗に端を発したきわめて消極的な現象であったことが予想される。曹やイーストマンの指摘のように、都市の産業部門や金融部門に投資するほうが、地主階層はより確実により多くの利益を期待できたのではないであろうか。以下では、地権集積の社会的意味合いを明確にすべく、1920～30年代を中心とした上海市と江蘇省における土地投資と金融投資の優劣についてマクロ的視点から考えてみたい。

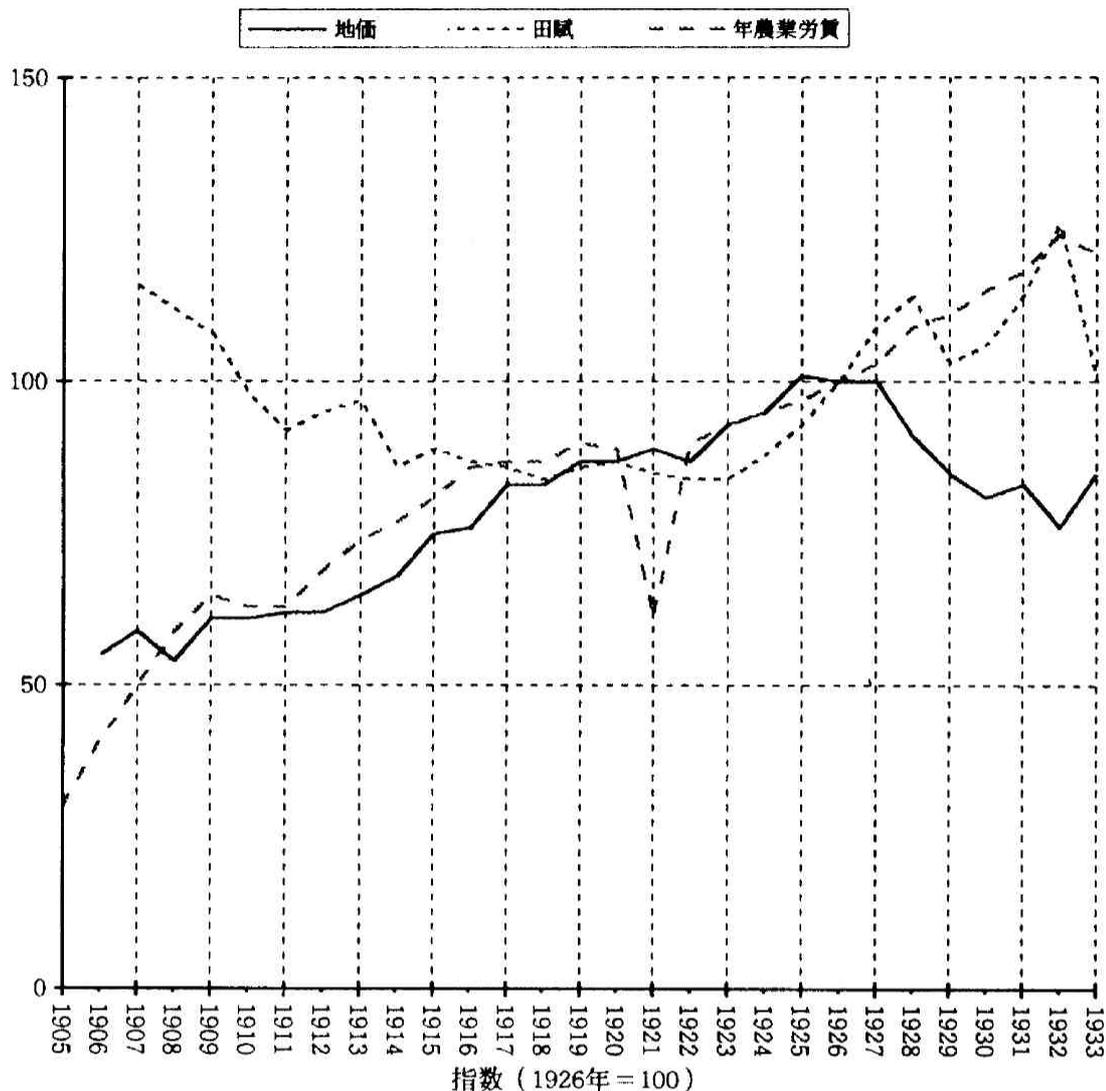
2. 土地投資の動向

さて、問題は1920～30年代の土地投資と金融投資の優劣を明確にすることによって、地主階層の経営行動の仮説を補強することに絞られた。ここでは、地主階層が当時の社会経済条件の変化に敏感に反応し、その結果自身の経営基盤の流動性を高めていた根拠を求めていこう。

まず、土地投資の動向については、同一地域における地権の移転を長期的に記した統計資料の入手が不可能であるために、地権の移転を推察することができる代替的な数値から間接的に読みとらざるをえない。代替的な数値とは、バックの調査からえられた揚子江水稻小麦区の地価、田賦、年農業労賃の諸指数である。省・県政府に納める田賦⁽⁴⁶⁾と農業労働者に支払う年農業労賃は、地主階層が負担すべき農業経営上の固定費となるので、田賦と年農業労賃の変動結果は、地主階層が土地集積にどれほどの意欲を示したのかを推察する手がかりとなる。地価については、あえて言及するまでもない。地主階層の土地投資の動向は、地価に必然的に反映し、また地価の動向は、地主階層の土地投資を大きく左右することになる。

このような視点に立って図1をみよう。ここで注目すべき変化は、1926～27年を境に生じている。経済活動が活発になると、物価が高騰していくことは、経験則としてよく知られている。1925年までの地価騰貴は、そのような要因に加え、「地価が測定されるところの銀弗の価値が徐々に下落した⁽⁴⁷⁾こと」によって

図1 揚子江水稻小麦区の地価、田賦、労賃



資料 Buck, J. L., *Land Utilization in China*, The Commercial Press, 1937, p. 321, 330, 332 より作成。

生じている。しかし、1926～27年を転機にした地価の大幅な下落には、それ以外の説明が必要になる。また、1910年代から1920年代初頭にはとりたてて大きな変化を示さなかった田賦も、1924年近辺から急増している。当時の田賦率が省・県政府においてどのような基準で設定されていたかに立ち入ることはできないが、内戦と侵略戦争の激化による財政悪化が背景にあることは疑えない⁽⁴⁸⁾。図1からは、少なくとも以下の2点を指摘することができる。

第1に、1924年近辺からの田賦の急増は、一貫して上昇をみせる年農業労賃と相俟って、農業収入に占める地主階層の取り分を減少させた。当初は田賦を

小作農の負担に転嫁しえたとしても⁽⁴⁹⁾、それには自ずと限界がある。田賦の急増は、地主階層の土地投資にとって大きな負の要因といえた。

第2に、上記の原因により、1926～27年を境に地価は下落しはじめ、ここからこの時期の土地投資は地主階層にとって魅力ある経済行為ではなくなっていた事実を窺うことができる。曹やイーストマンの指摘のとおり、利潤率が低いわりには危険をとまなう土地を所有することの愚を痛感し、土地投資を控える地主が大勢を占めたのであろう。かりに積極的に土地を購入する地主がまみられたにしても、それはおそらく投機目的によるものであったに違いない。

3. 金融投資の動向

これまでの分析のとおり、地主階層の土地投資意欲が1920年代半ばから1930年代半ばにかけて減退したとすれば、金融投資はこの間の土地投資を代替する受け皿になりえたのであろうか。続いて、地主階層の金融投資について考えてみよう。

地主階層の金融投資の対象となった金融組織には、中国在来のものであり、清代に隆盛をきわめた票号や銀号に加え、中華民国期に急成長を遂げた錢莊が考えられる。このような在来の金融組織のうち、ここでは、錢莊を中心にして議論をすすめる。錢莊は、1842年の上海開港以後、在来商工業者の資金調達先として、あるいは外国商館との取引決済機構として、上海を中心に大きく展開していた。ただし、錢莊と一括りにまとめられるもののなかにも、資本規模から業務内容にいたるまで大きな差異があり、票号や銀号とのあいだに明瞭な区別をもたないものがある。以下の分析では、異なる金融組織間にみられる個々の金融業務の異同をとりたてて論じる必要を認めないために、資料上明確に区分できないものは、たとえ票号や銀号に区分すべき金融組織であったとしても、錢莊とみなして同一に処理する。

話が脇道に逸れるが、錢莊を中心とした金融組織間の協調関係について言及しておこう。最初に、これらの組織間に資金の環流がみられたことを指摘できる。具体的にどれだけの資金が環流していたかは不明だが、表6では、山西銀

表6 山西銀号と錢莊の投資先

投資先	山西銀号	錢 莊
農 業	3.61%	10.94%
商 業	30.71%	72.17%
工 業	51.94%	2.54%
他金融業	9.07%	11.29%
そ の 他	4.67%	3.06%
合 計	100.00%	100.00%

資料 陸国香「中国農村金融与当舖」『農村合作月刊』第2巻第6期, 1937年1月。

出所 天野元之助『支那農業經濟論』中巻, 改造社, 1942年, 229頁。

号から9.07%, 錢莊から11.29%の資金がその他金融業に流れている。その他金融業には、当然のことながら銀行組織も含まれているに違いない。⁽⁵⁰⁾また、この資金移動の数値には、錢莊間のやりとりも相当含まれているはずである。つぎに、人的関係に注目すると、銀行の要職にあった人物が錢莊を經營していた事実も判明している。⁽⁵¹⁾このような関係は、当時の銀行組織が中国社会を覆い尽くすほどの規模をもたず、また零細な個々の家計単位にまで浸透していなかったことを意味した。錢莊の投資先の重点がとりわけ商業に

あることは、当時の中国社会の特徴をよく示している。

錢莊に関する記述は、それを専門的に取り扱った學術書をはじめ、当時の中国社会を記述した調査資料、「地方史志」、旅行記などに多くみいだすことができる。⁽⁵²⁾しかし、それらの多くは、錢莊の起源と沿革にはじまり、当時設立が相次いだ銀行組織との比較を通じて錢莊組織の営業上の特徴を紹介することを主目的としており、そこからは所在、設立年、出資経営者名という事実に加え、若干の錢莊にかぎっての資本規模や両替、為替、預金、貸付などの営業実態がわかるにすぎない。今日では、商号のみしか明らかにされていない錢莊も多いが、それでもこの商号から多くの事実を窺うことができる。

米田祐太郎によれば、「店舖の商号を定めるには、同業でなくとも、同一屋号をつけないように充分慎重に注意しなければ」⁽⁵³⁾ならなかった。同一商号をつけた事実が発覚し、すでにその商号を使用していた店舖が官庁へ訴えでると、当該商店は新規商号の取消と損害の賠償を請求された。商号使用にかかわる占有権は、商人間の取り決めである「商人通例」(1914年3月2日公布)によって保護されていたのである。⁽⁵⁴⁾

これまでに筆者が検証したかぎりでは、上海市と江蘇省における錢莊の商号

を最も網羅的に集めた文献・資料は、中華民国実業部国際貿易局編『中国実業誌：江蘇省』1932年であろう。ここには、上海市と江蘇省37県に点在する錢莊それぞれの商号、設立年、資本総額などが県別に紹介されている（所在地不明の錢莊も多々ある）。なかでも、商号が2回以上登場するものには、信裕（1，①），元大（1，①），匯源（2），厚康（2），和豊（1，①），大成（2），宝余（2），徳大（2），志誠（2），怡豊（3），恒余（3），恒泰（2），恒祥（2），慎康（2），慶成（1，①），慶豊（2），晋生（2），晋豊（2），正大（2），永源（2），永豊（4，①），泰成（2），源大（2），源泰（2），源豊（2），益昌（2），祥豊（2），福康（2，①），福源（1，①），義康（2），順康（3，①），鼎康（3）——括弧内の数字は江蘇省各県所在の店舗数，丸数字は上海市所在の店舗数——がある。これらの錢莊が、聯号と呼ばれた「商号の1字又は2字を同じうする一聯の商店」⁽⁵⁵⁾であることはほぼ疑いない。出資者が資力を1箇所に集中しない理由は、出資者の危険回避的思考に基づくものと思われるが、このような聯号組織形態の採用は、結果的には、市県を超えた錢莊の展開を促し、上海市と江蘇省全体との金融的つながりを強めていたことがわかる。実際、上海市内にあった錢莊の総経理職は、江蘇、浙江2省各県出身者でほとんど占められていた。⁽⁵⁶⁾

このような組織的關係性をもつ錢莊であるからには、上海市と江蘇省全体に及ぶ錢莊資本総額の統計資料がえられないにしても、上海市内に店舗を構える錢莊各店の資本総額の変動をみることによって、同地域全体における錢莊業のおおよその営業実態を推定することができる。⁽⁵⁷⁾本来、錢莊にプールされた地主資金の実態を把握するためには、これら出資金に加え、預金等も勘定するべきであるが、これらの長期的変動を示した統計資料はわずかな例外を除いて残存せず、ここでは錢莊設立にむけた出資金だけを地主資金としての錢莊資本総額とせざるをえない。ともかく、かぎられた統計資料から上海市における錢莊資本総額の変動をみることによって、上海市と江蘇省における地主階層の金融投資の情況を確認してみよう。表7と図2は、1912～45年の錢莊資本総額の推移を示している。

上海市における錢莊資本総額の推移をみると、1912年の資本総額1,064,000

表7 上海市錢荘の出資形態と資本総額

	錢荘 数	出 資 形 態				資 本 総 額				
		独	資	合	夥	股份有限公司	正本総額1)	附本総額2)	合計1)+2)	
1912	28						1,064		1,064	
1913	31						1,204		1,204	
1914	40						1,465		1,465	
1915	42						1,545		1,545	
1916	49						2,023		2,023	
1917	49						2,023		2,023	
1918	62						3,079	60	3,139	
1919	67						3,726	60	3,786	
1920	71						5,494	60	5,554	
1921	69	6	8.7%	63	91.3%		5,286	740	6,026	
1922	84	4	4.8%	80	95.2%		6,488	1,232	7,720	
1923	84	n.a.		n.a.			8,544	1,825	10,369	
1924	89	4	4.5%	85	95.5%		9,854	2,033	11,887	
1925	84	4	4.8%	80	95.2%		10,012	1,899	11,911	
1926	87	6	6.9%	81	93.1%		11,252	2,159	13,411	
1927	85	6	7.1%	79	92.9%		11,732	1,858	13,590	
1928	80	n.a.		n.a.			11,252	1,610	12,862	
1929	77	5	6.5%	72	93.5%		11,082	2,165	13,247	
1930	77	5	6.5%	72	93.5%		11,502	2,353	13,855	
1931	76	6	7.9%	70	92.1%		12,052	2,423	14,475	
1932	72	5	6.9%	67	93.1%		12,497	2,793	15,290	
1933	72	6	8.3%	66	91.7%		20,058	1,740	21,798	
1934	65	5	7.7%	60	92.3%		18,962	1,740	20,702	
1935	55	5	9.1%	50	90.9%		17,264	2,118	19,382	
1936	50	6	12.0%	44	88.0%		15,990	2,010	18,000	
1937	46	6	13.0%	40	87.0%		17,120	2,000	19,120	
1938	43	6	14.0%	37	86.0%		15,720	2,040	17,760	
1939	41	4	9.8%	37	90.2%		14,900	2,040	16,940	
1940	40	4	10.0%	34	85.0%	2	5.0%	14,800	2,280	17,080
1941	56	4	7.1%	31	55.4%	21	37.5%	17,910	1,880	19,790
1942	79	5	6.3%	33	41.8%	41	51.9%	30,417	2,380	32,797

単位 資本総額：1932年までは千両，1933年以降は千元。

注 本表の作成にあたり基恩「上海錢荘之研究」と中国人民銀行上海市分行編『上海錢荘資料』を参照したが，両資料の錢荘数は，1922，25，29，33，36，41，42年の7ヶ年において一致していない。その場合には，出資形態別錢荘数の比率を算出する都合上，基恩「上海錢荘之研究」の錢荘数を採用した。

資料 錢荘数（1912～20，23，28年），資本総額：

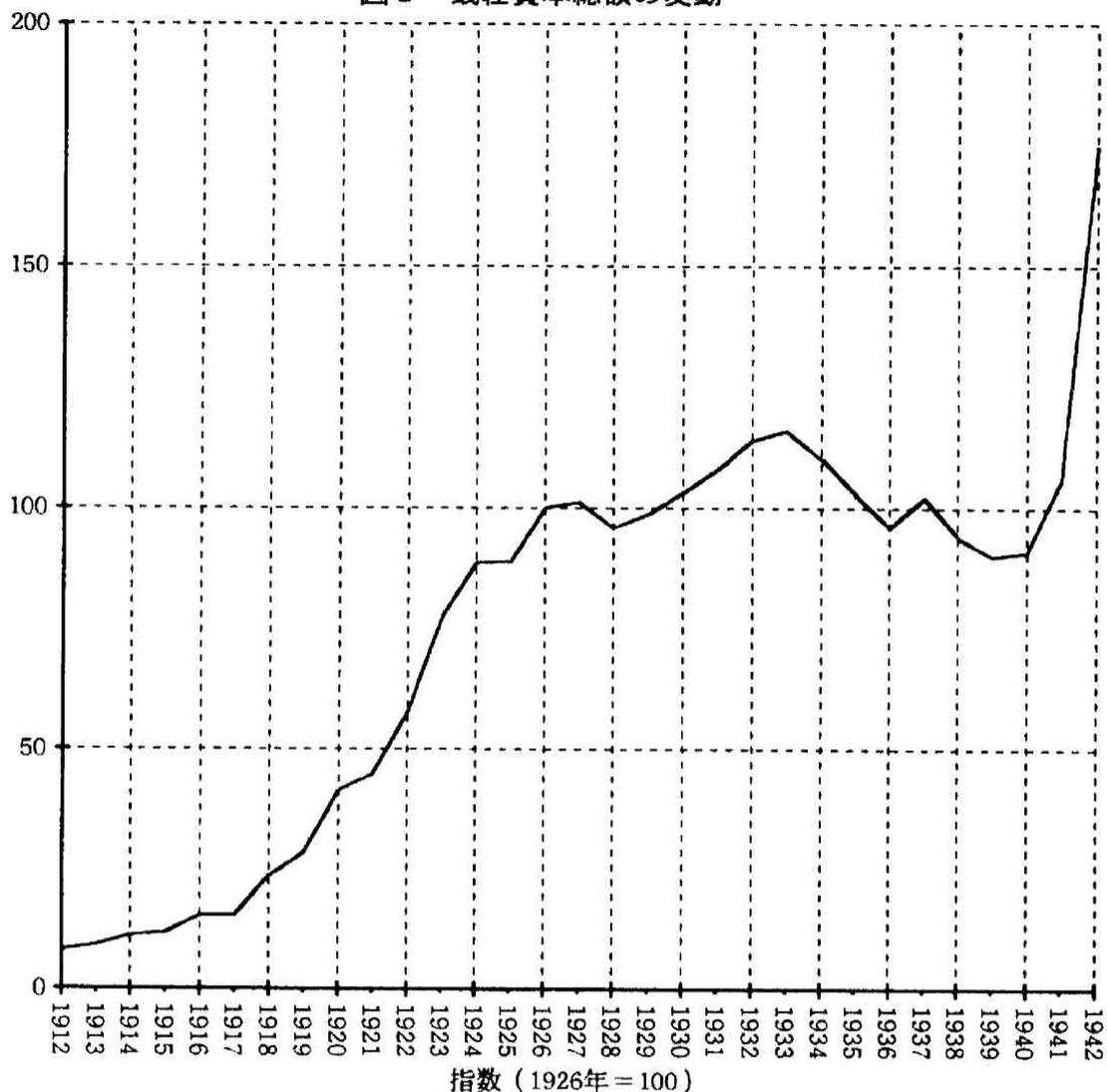
中国人民銀行上海市分行編『上海錢荘資料』上海人民出版社，1960年，191，262，322頁。

錢荘数（1921～22，24～27，29～42年），出資形態：

基恩「上海錢荘之研究」中央儲備銀行調査処『中央經濟月刊』第2巻第11期，1943年，19～20頁。

以上より作成。

図2 錢莊資本総額の変動



資料 中国人民銀行上海市分行編『上海錢莊史料』上海人民出版社，1960年，191，262，322頁より作成。

テール
両は、同一単位による表示の最終年にあたる1932年には15,290,000両に増加している。銀購買力の減少（1912年を1とすると1932年は0.57になる）を考慮すると、これはおよそ8.2倍の伸びになる。⁽⁵⁸⁾

これまでにみた土地関連と錢莊資本の統計資料を対比してみると、土地関連の統計では1926～27年以降から地主階層が土地投資を差し控えたようすが、錢莊資本の統計では同期間に地主階層の金融投資が増加したようすが窺える。両者を重ね合わせると、従来土地にむかっていた地主資金の一部が錢莊を中心にした金融組織に流れていたこと、要するに、土地投資と金融投資のあいだに

代替的關係が成立していたことが示される。土地投資と金融投資との比較から、この期間には、投機を目的とした一部の地主を除き、地主階層の多くが土地投資から離れたこと、さらには危険性が相対的に低い金融組織に資金運用を委ねたことがわかった。⁽⁵⁹⁾

結 論

本稿では、1920～30年代の上海市と江蘇省における土地（地権）集積の動向と地主階層の経営基盤を再考して、土地を基軸にした近代中国社会に関する新たな認識視座を構築していく端緒とした。本格的な検討は、これからの取り組みにかかっているが、ここではとりあえず以下の3点を暫定的な結論としておこう。

第1に、江南デルタ地帯では、一田両主制度が土地問題を調整する機構として働いた結果、農家の経営基盤は長期的にみて安定的であったことがわかった。

第2に、地主階層の土地集積は、一田両主制度に加え、農業生産力構造にも規定されており、田底にかぎられたものを多く含んでいた。したがって、このような土地集積は、地権の一部の集積であって、すぐさま農民の窮乏化を招来するものではなかった。

第3に、このような土地集積の限界と商工業や金融業の発展に絡んで、地主階層の投資の重点が土地から商工業や金融業へと移動し、地主階層の経営基盤の流動化がすすんでいたことが推察された。土地投資動向と金融投資動向とを比較した本稿の分析からは、1920～30年代には、地主階層は土地投資を差し控え、従来土地投資にふりむけていた資金の一部を金融に回していたことがわかった。積極的な営利動機に基づくにしろ、あるいは内戦と「半植民地化」による混乱を回避するためにしろ、地主階層の土地投資意欲は減退していたといわなければならない。

ただし、以上3点を暫定的な結論とするにあたって、問題は山積みである。第1に、本稿では、農家経営基盤の安定性を強調したが、資料の制約もあり、

農家経営基盤の安定性と家産相続との関係については言及できなかった。第2に、錢莊資本総額の増加は、地主資金の流入以外にも、多くの形態が考えられる。たとえば、銀行組織からの資金供与による可能性も否定できない。第3に、考察の便宜上、地主階層の経営行為を土地投資と金融投資という二軸で分析したにとどまったために、都市に広がる商工業部門全体への投資動向について顧慮することができなかった。地主階層の商工業部門への投資情況が明らかになれば、本稿の主張はより説得力を増すであろう。第4に、江蘇省は、1930年代に土地税制改革（田賦整理）を本格的に実施しているが、この土地税制改革と地主階層の土地投資とのかかわりについて明確な回答を示すことができなかった。以上の問題点は、今後も考察を重ねて解決していくことにしたい。

- (1) ただし、この2つの立場は、影響力という点においてまったく対等というわけではない。前者は、中国革命の必然性と中国共産党の正当性を象徴する一定の普遍性を獲得しているのにたいして、後者は、特定地域の偶発的な現象にすぎないと考えられている。もっとも、このような認識の仕方それ自体が、近年疑問視されるようになってきている。たとえば、小竹一彰「土地改革前の華北農村における権力関係」アジア政経学会『アジア研究』第28巻第3・4号、1982年1月を参照されたい。
- (2) 章有義「本世紀二三十年代我国地権分配的再估計」厦門大学中国社会経済史研究編輯部『中国社会経済史研究』1988年第2期。
- (3) 南満州鉄道株式会社上海事務所調査室編『上海特別市嘉定区農村実態調査報告書』1939年。
南満州鉄道株式会社上海事務所調査室編『江蘇省太倉県農村実態調査報告書』1940年。
南満州鉄道株式会社上海事務所調査室編『江蘇省常熟県農村実態調査報告書』1940年。
南満州鉄道株式会社上海事務所調査室編『江蘇省松江県農村実態調査報告書』1941年。
南満州鉄道株式会社上海事務所調査室編『江蘇省無錫県農村実態調査報告書』1941年。
南満州鉄道株式会社上海事務所調査室編『江蘇省南通県農村実態調査報告書』1941年。
- (4) 矢沢康祐「民国中期の中国における農民層分解とその性格」社会経済史学会『社会経済史学』第27巻第3号、1961年12月。石田浩「解放前の華中江南農村の一性格

——『江蘇省農村実態調査報告書』の各事例を中心に「日本農業経済学会『農業経済研究』第51巻第1号、1979年6月。曹幸穂『旧中国蘇南農家経済研究』中央編訳出版社、1996年。

矢沢の論考は、農民層のブルジョア的分解を実証することを目的としており、本稿の目的とは大分距離を隔てている。本稿で参考にすべき視点を提供しているのは、石田と曹の論考である。石田の論考は、商品経済が進展するなかでの共同体的関係の抽出に主眼をおいている点において、曹の論考は、農村社会を構成する能動的主体として農家経営を把握しようとしている点において、共に本稿の論旨に深くかかわっている。

- (5) Buck, J. L., *Land Utilization in China : A Study of 16,786 Farms in 168 Localities, and 38,256 Farm Families in Twenty-two Provinces in China, 1929-1933*, The Commercial Press, 1937 (三輪孝・加藤健訳『支那農業論——支那における土地利用』上・下、東亜経済調査局、1938年)。
- (6) 中国人民銀行上海市分行編『上海錢莊史料』上海人民出版社、1960年。
- (7) 天野元之助『中国農業の地域的展開』龍溪書舎、1979年、324頁。
- (8) 林惠海『中支江南農村社会制度研究』(上)有斐閣、1953年、92頁。
- (9) 『無錫県報告書』35頁。

本報告書では、これら3村落において一田両主制度が成立しなかった理由として、「養蚕を大宗とする自作農民が圧倒的であるような本部落の如きにあっては、土地の集中も急速に行われず、地主の勢力が、両権分割によって制扼されなくても、十分に牽制され」という仮説を示している。

- (10) 奥村哲「日中戦争前後の華中農村調査をめぐって——江蘇省無錫県の場合」東京都立大学『人文学報(歴史学)』第238号、1993年3月。
- (11) 江蘇省農民銀行総行編『無錫県農村経済調査第1集(第4区)』1931年(筆者未見)。
- (12) 井内弘文『満鉄南通農村実態調査参加報告——棉作構造を中心として』東亜研究所、1941年、8、25～28頁。

本稿では割愛せざるをえなかった南通県頭総廟の調査にあたった井内は、『江蘇省南通県』とは別に、独自の調査報告書をまとめている。この調査報告書によると、上層農家の作付体系は従来から固定的なものではなく、市場動向に応じて毎年弾力的に変化していたようである。『江蘇省無錫県』にみられた水稲の高い作付比率も、その極端な例とみなせるであろう。

- (13) 『嘉定区報告書』37頁。
- (14) 「土地関係表」では、このように表記されているが、報告書本文と照会すると、元麦(裸麦)の誤りと推察される。
- (15) 『嘉定区報告書』54頁。

- (16) 『嘉定区報告書』50頁。
 (17) 『嘉定区報告書』59頁。
 (18) 日中戦争勃発以前…1畝あたり上地100元、中地80元、下地60元、日中戦争勃発以後〔典価による推計〕…上地60元、中地45元、下地不明(『嘉定区報告書』50頁)。
 以下でとりあげる地域においても、地価を転記することにしたい。各報告書にあげられた地価は、田面の価格を示していると思われる。
 (19) 『常熟県報告書』67頁。
 (20) 『常熟県報告書』78頁。
 (21) 『常熟県報告書』79頁。
 (22) 李若虚『江蘇省常熟県実習調査日記』成文出版社・(美国)中文資料中心、1977年。

李は、このなかで以下のように述べ、永小作地の形成が嚴家上村固有の現象ではなく、常熟県全体に及ぶ現象であったことを明らかにしている。「常熟土地、除七区及少数自耕地外、既皆有田底田面之分、則非有重大原因(如佃租積欠過大、業主絶不得撤佃、故永佃可稱為普通情形)。即七区沙田之出租、亦以押租甚重之故、業主於短期——數年内撤佃者、殊不多觀、其租期之長、与永佃實無大異。田面權之原始形成、不得而考、現在即非有償不能取得(自然、亦有繼承贈与等例外)」。

- (23) 日中戦争勃発以前…1畝あたり上地60～70元、中地40～50元、下地20～30元、日中戦争勃発以後…上地40～50元、中地20～30元、下地10元前後(『常熟県報告書』80～81頁)。

また、李によれば、1937年7月当時、水田1畝あたり上地200元(田面120元、田底80元)、中地130元(田面65元、田底65元)、下地70元(田面30元、田底40元)であった(李、前掲日記、1937年7月16日)。

- (24) 中華民国行政院農村復興委員会編『江蘇省農村調査』商務印書館、1934年、42頁。
 「地価は現在〔1933年——筆者〕普通1畝あたり100元であり、田面価格50元、田底価格40元ほどである。民国17年〔1928年——筆者〕には、現在の2倍であった」。
 (25) 『無錫県報告書』19頁。
 (26) たとえば、王寅生・錢俊瑞「上海附近無錫の地権集中」太平洋問題調査会編 杉本俊朗訳『中国農村問題』岩波書店、1940年。
 (27) 『無錫県報告書』35～36頁。
 (28) 日中戦争勃発以前(1936年)…水田・桑園1畝あたり上地90元、中地70元、下地50元、日中戦争勃発以後(1940年)…上地180元、中地140元、下地100元前後(『無錫県報告書』30～31頁)。
 (29) 足立啓二「清～民国期における農業経営の発展——長江下流域の場合」中国史研究会編『中国史像の再構成——国家と農民』文理閣、1983年。

足立は、中華民国実業部中央農業実験所編『農情報告』1933～1937年、中央政治学

校地政学院・平湖県政府編『平湖之土地経済』地政学院, 1937年, 馮紫崗編『嘉興県農村調査』国立浙江大学・嘉興県政府, 1936年, 張心一・陶桓棗・莊繼曾『試弁句容県人口農業総調査報告』參謀本部国防設計委員会, 1934年に基づき, 「清～民国期」の長江下流域における農家経営の「集約化=零細化」という通説的理解を否定して, 「小農中農的分布への移行」を主張している。

(30) 金徳群『民国時期農村土地問題』紅旗出版社, 1994年, 57頁。

(31) Myers, R. H., "Rural Institution and their Influence upon Agricultural Development in Modern China and Taiwan" Reprinted from *Journal of the Institute of Chinese Studies* of the Chinese University of Hong Kong, Vol.2 No.2, 1969; *The Chinese Peasant Economy*, Harvard University Press, 1970.

(32) 李, 前掲日記, 1937年7月16日。

華北地域における「活売」については, 中国農村慣行調査刊行会編『中国農村慣行調査』(全6巻)岩波書店, 1952～58年を参照されたい。また, 八木芳之助・山崎武雄『経済に関する支那慣行調査報告書——北支に於ける土地所有の移動と分布並に土地の開墾』東亜研究所, 1944年もある。

(33) Fei Xiaotong (費孝通), *Chinese Village Close-up*, New World Press, 1983 (小島晋治他訳『中国農村の細密画——ある村の記録 1936～82』研文出版, 1985年)。

(34) 章有義編『中国近代農業史資料(第2輯) 1912～1927』三聯書店, 1957年, 13～18頁。

(35) 中国農村慣行調査刊行会編, 前掲書。

(36) 杉浦貫一「華北農村における土地売買慣行——売買手続と中人の性格」大阪経大会『大阪経済大学5周年記念論文集——経済と文化』(『大阪経大論集』特集), 1954年11月, および細川一敏「“中人”より観た中国郷村の土地所有意識と人間関係」弘前大学『文経論叢』第19巻第3号(人文学科篇IV), 1984年3月を参照されたい。

(37) 天野, 前掲書, 290頁。

(38) Buck, *op. cit.*

(39) 陳正謨編『各省農工僱傭習慣及需供状況』中山文化教育館, 1935年。

(40) 農村復興委員会, 前掲書, 37頁。

原文では「104戸」となっているが, 原文に示された表「常熟七村売買對於毎戸所有田畝的影響」(38頁)をみるかぎり, これは「140戸」の誤りであると思われる。

(41) 林, 前掲書, 144頁。

(42) 井内, 前掲書, 34頁。

井内によると, 1920年代後半には, 小作料率の引き上げが物価上昇に追いつかず, 地主経営も破綻の危機に晒されていた。地主は, この危機を脱するために, 「自作地部分の拡大」に加えて「土地売却」を行ったという。田面を有していない小作地は,

減少にむかったのではないであろうか。土地の売却先は、残念ながら明らかではない。

- (43) 曹, 前掲書, 36～37頁。
- (44) Faure, D., "The Rural Economy of Kiangsu Province, 1870-1911" *Journal of the Institute of Chinese Studies of the Chinese University of HongKong* (筆者未見); "The Plight of the Farmers: A Study of the Rural Economy of Jiangnan and the Pearl River Delta, 1870-1937" *Modern China*, Vol.11 No.1, Jan. 1985.
- (45) Eastman, L. E., *Family, Fields, and Ancestors: Constancy and Change in China's Social and Economic History, 1550-1949*, Oxford University Press, 1988, p.83 (上田信・深尾葉子訳『中国の社会』平凡社, 1994年, 114～115頁)。
- (46) 田賦徴収権は, 1928年の第1次全国財政会議において地方政府に委譲され, 田賦正税は省税, 田賦附加税は県税となった。図1の田賦は, 正税と附加税の合計である。
- (47) バック, 前掲邦訳書, 222頁。なお, 銀弗価値の下落については, Ministry of Industries (実業部銀価物価討論委員会), *Silver and Prices in China: Report of the Committee for the Study of Silver Values and Commodity Prices*, The Commercial Press, 1935を参照して検証を試みた。
- (48) 陳翰笙「中国農民負擔的賦税」『東方雜誌』第25卷第19号, 1928年10月。
- (49) 章有義編『中国近代農業史資料(第3輯)1927～1937』三聯書店, 1957年, 61～65頁。
- (50) 在来金融組織と銀行組織のあいだの資金の環流という点では, 外資系銀行組織から錢莊への短期(2日)貸付——Chop Loan(拆款)について詳細を確認する必要がある。この問題については, 浜下武志「19世紀後半, 中国における外国銀行の金融市場支配の歴史的特質——上海における金融恐慌との関連において」社会経済史学会『社会経済史学』第40卷第3号, 1974年10月, 本野英一「アロー戦争後の長江中下流域の信用構造と世界市場——アメリカ南北戦争の影響を中心に」史学会『史学雑誌』第93編第10号, 1984年10月を参照されたい。
- (51) 中国人民銀行上海市分行編, 前掲書, 148～151頁。
- (52) 本稿執筆にあたり参考とした文献だけを列挙しておこう。上海銀行週報社編『上海金融市場論』上海銀行週報社, 1923年。李権時・趙渭人『上海之錢莊』東南書店, 1929年。楊蔭溥編『上海金融組織概要』商務印書館, 1930年。潘子豪『中国錢莊概要』華通書局, 1931年。施伯珩『錢莊学』上海商業珠算学社, 1931年。中華民國実業部國際貿易局編『中国実業誌: 江蘇省』中華民國実業部國際貿易局, 1932年。王承志『中国金融資本論』光明書局, 1936年。興亜院政務部編『支那に於ける買辦制度並に錢莊機構』興亜院政務部, 1940年。基恩「上海錢莊之研究」中央儲備銀行調査処『中央經濟月刊』第2卷第11期, 1943年。徳永清行『經濟に関する支那慣行調査報告

書——旧式金融に於ける慣行：特に銀号・錢莊の特質を課題として』東亜研究所，1944年。香川峻一郎『錢莊資本論』実業之日本社，1948年。中国人民銀行上海市分行編，前掲書。徐寄廎編『上海金融史』学海出版社，1970年。鄭亦芳『上海錢莊（1843～1937）——中国伝統金融業的蛻変』中央研究院，1981年。陳捷『近代中国伝統金融機関史』国際書院，1998年。

(53) 米田祐太郎『支那商店と商慣習』教材社，1940年，54頁。

(54) 商人通例 第4章 商号 第20条

業經註冊之商号如有他人冒用或以類似之商号为不正之競争者該号商人得呈請禁止其使用並得請求損害賠償。

凡在同一城鎮号内以同一營業而他人已註冊之商号者亦推定為不正之競争。

(55) 根岸信『商事に関する慣行調査報告書——合股の研究』東亜研究所，1943年，23頁。

(56) 東亜研究所上海支所内部資料「上海市錢業同業公会會員錢莊資産調」1941年12月6日。

(57) 錢莊の資本総額は、「正本」と「附本」との合計からなる。「附本」とは、出資者がもとの出資金以外に、さらに多額の資金を拠出したものであり、取引の円滑に資した。要するに、予想外の取引量に対応するために急遽投入された準資金である。「正本」のように利益の配当には与らなかったが、利息は支給されていた。

また、このような錢莊の出資者には慣行として無限責任が課せられ、出資者が複数になる「合夥」の場合は、出資額に応じて責任が配分された。したがって、錢莊の信用を決定したのは、額面上の資本総額ではなく、「正本」と「附本」との原資となった出資者の財力であった。

(58) Ministry of Industries, *op. cit.*

(59) 中国人民銀行上海市分行編，前掲書，738～742，774～833頁。

この資料集には、本来地主経営を生業としていた蘇州の程家が1876年に錢莊経営に乗りだし、その後1952年の国有化に至るまで錢莊をどのように経営していたかが示されている。なかでも、福康，福源，順康の3錢莊については、①「資本，公積及盈余」（資本，共同積立および剰余），②「存款」（預金），③「放款」（貸付），④「同業往来」（同業取引，当座預金に相当），⑤「投資」，⑥「損益」の推移を比較的詳細にたどることができる。これによると、錢莊資本が1920～30年代にかけて急速に増大していったようすがわかる。程家による錢莊経営の具体的分析は、後日を期したい。

(60) 土地税制改革の経過と評価については、王樹塊「江蘇省的土地陳報（1933-1936）」中央研究院近代史研究所編『近代中国区域史研究会論文集』（下）中央研究院近代史研究所，1986年を参照されたい。